

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………二
- …（同）…二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………三
- …（産業労働局農林水産部森林課）…三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- …（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五
- 開発行為に関する工事完了……………五
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 雑 報
- 当せん金付証券の発売委託……………七
- …（全国自治宝くじ事務協議会）…七
- 東京都知事の委任に係る平成二十七年後期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……………八
- …（一般財団法人消防試験研究センター）…八

告示

●東京都告示第千三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年八月十一日	小金井市東町	延長 四・六六 幅員 四・〇〇
		一丁目八百四十三番四十二号の一部	幅員 四・〇〇

●東京都告示第千三百七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十五日

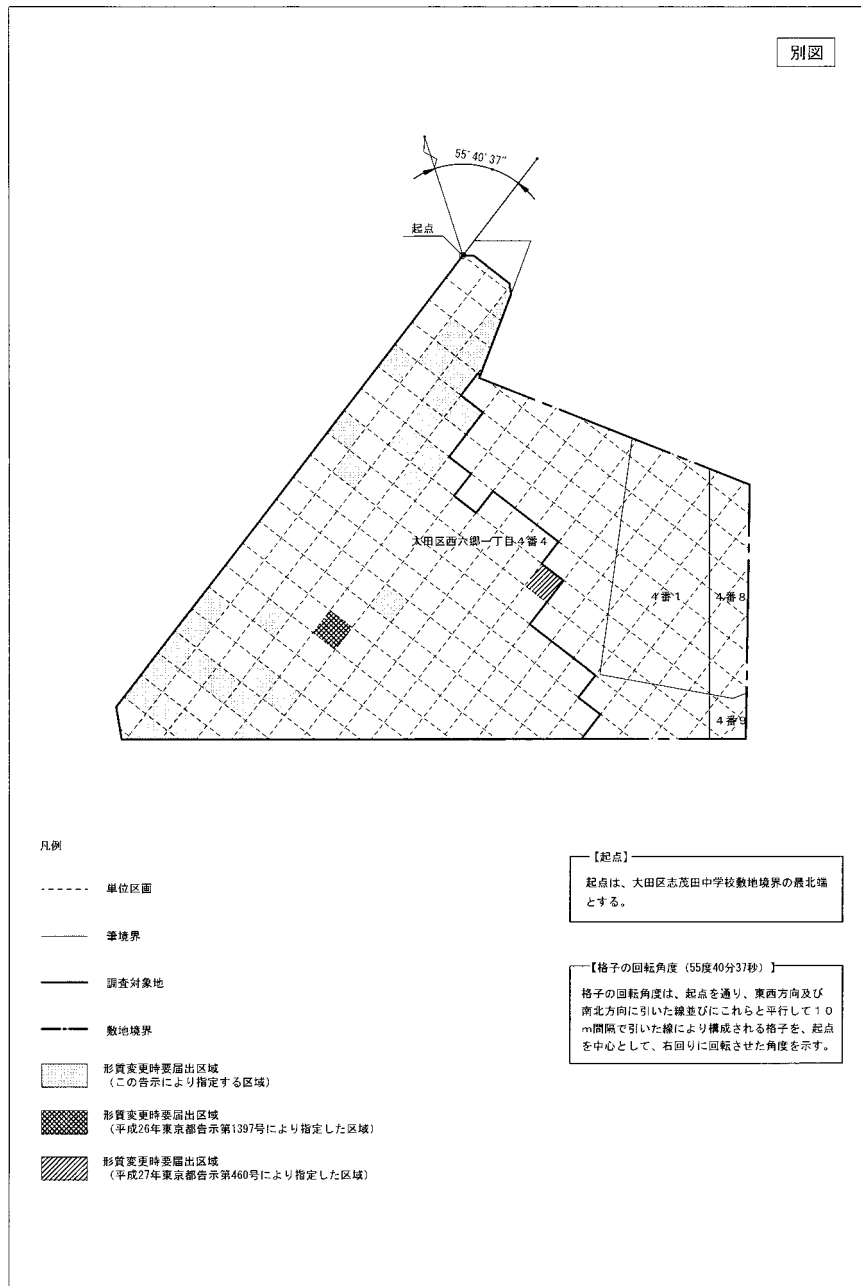
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西六郷

一丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千三百八号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり (港区虎ノ門二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、港区虎ノ門二丁目102番1の最北端とする。

【格子の回転角度 47度28分15秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 ■ 指定を解除する区域
 ▨ 形質変更時要届出区域
 - - - 単位区画境界線
 ——— 調査対象地

●東京都告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八王子市上川町三六八九番、三六九〇番、三七七七番、三七一九番、同市美山町二五八一番、二五八八番、同市狭間町一八〇九番四
 - 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市沢井三丁目五九一番一、七三〇番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市梅郷六丁目一五二三番、同市裏宿町八六三番一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町境字さかい四四五番イ、四五七番イ、四八二番一、同番号

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字倉掛九三四〇番、九四〇七番、九四一二番イ(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市下恩方町二六六一番、二六六二番、二六六六番、二七〇八番、二九九六番、三〇〇三番、三〇〇四番、三〇〇五番一、三〇〇六番、三〇〇七番、二六六四番・

二七〇七番・二七〇九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市小津町四一九番、四七五番(次の図に示す部分に限る。)、四七七番、五〇二番、五〇四番

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市網代字門口二四〇番、二四三番、二八六番(次の図に示す部分に限る。)、同市切欠一八五四番から一八五七番まで、一八六二番、一八六三番一

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ギビング・ハンズ

三 代表者の氏名

小林 朋代

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区西荻北一丁目八番四号 西荻窪クリステ

イーホームズ一〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特にひきこもりの方々、世界各国の孤児達・発展途上国の子ども達に対して、物資等の支援・援助等に関する事業、里親制度の普及・啓発等の孤児の支援に関する事業、ひきこもりの方々に對しての悩みの相談に関する事業を行い、子どもへの健全育

成とひきこもりの方々の積極的な社会への参加を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・センター

三 代表者の氏名

藤崎 義宣

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木二丁目三十六番四号 代々木プリンスマンション一〇二

五 定款に記載された目的

本法人は、キリスト教の精神に基づく民間のボランティア団体であり、心病む人々(精神障害者)及びその家族を援助すべく、医療、臨床心理、教育、社会福祉等の知識と技術を学びつつ、電話相談、面談その他の方法により、不特定多数の人々を対象とするメンタルケアのボランティア活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市下清戸五丁目八百九十
六番二の一部、八百九十七番、
八百九十八番二、同番七から
同番九まで、八百九十九番一
の一部、九百八番十三から同
番十五まで、同番十八及び同
番十九

練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

小平市上水本町一丁目千三百
二番二、同番二十五、同番二
十七、同番三十二及び同番五
十三

東大和市向原六丁目九百三
十八・二明恵ビル一F
株式会社住健プランニング
代表取締役 中澤 清

調布市緑ヶ丘二丁目四十二番
一、同番一地先、同番二及び
同番四

新宿区西新宿一丁目二十六
番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体に
あつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十七年八月二十五日から四月以内に東京都

産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八
番一号）に到着するように提出してください。
平成二十七年八月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 店舗名 高島平団地2-33-1号棟
- 二 店舗所在地 板橋区高島平二丁目三十三番一号
- 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五
十番地一
- 五 変更を行う小売業
者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか一名
- 六 変更前の開店時刻 午前八時ほか
- 七 変更後の開店時刻 午前七時ほか
- 八 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか
- 九 変更後の閉店時刻 午前零時ほか
- 十 変更前の荷さばき
施設において荷さ
ばきを行うことが
できる時間帯 午前五時から午後九時まで
- 十一 変更後の荷さば
き施設において
荷さばきを行う
ことができる時
間帯 午前五時から午後十時までほか
- 十二 変更日 平成二十七年八月二十六日
- 十三 届出日 平成二十七年八月十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号）
- 十五 縦覧期間 平成二十七年八月二十五日から同
年十二月二十五日まで。ただし、
東京都の休日に関する条例（平成

十六 縦覧時間

元年東京都条例第十号）に定める
休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十七年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舩添 要一

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第六百八十八回全国自治宝くじ
 千六百二十億円 五億四千万枚
 （六十億円を一単位（一ユニット）として二十
 七単位（二十七ユニット）。ただし、状況により
 ユニット単位で増減する場合があります。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 平成二十七年十一月二十五日から同年十二月二
 十二日まで

五 当せん金の額
 発売額六十億円に対して二十九億九千九百九十
 万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額六十億円に対して四億九百二十七万三千
 二百円

八 その他発売経費
 発売額六十億円に対して二億四千三百六十万円
 平成二十七年九月八日

九 受託申請期限
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

十 その他
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第六百八十九回全国自治宝くじ
 五百七十億円 一億九千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十九
 単位（十九ユニット）。ただし、状況によりユニ
 ット単位で増減する場合があります。）
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 平成二十七年十一月二十五日から同年十二月二
 十二日まで

五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億四百四十五万四千
 八百円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売額三十億円に対して一億二千八百八十万円
 平成二十七年九月八日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

<p>東京都知事の委任に係る平成27年度後期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項及び第17条の9第1項の規定により東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験及び消防設備士試験をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>平成27年8月25日</p> <p>一般財団法人消防試験研究センター</p> <p>理事長 北村吉男</p>	<p>ア 実施日</p> <p>平成27年11月8日（日曜日）</p> <p>イ 実施場所</p> <p>小笠原支庁母島出張所会議室 小笠原村母島字元地</p> <p>3 受験の申請方法、申請期間及び申請先</p> <p>(1) 申請方法 郵送</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>この公告の日から平成27年10月8日（消印有効）まで</p> <p>(3) 申請先</p> <p>一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター</p> <p>郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号</p> <p>4 問合せ先</p> <p>一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター 電話03-3460-7798（平日午前9時から午後5時まで）</p>	
<p>1 試験の種類</p> <p>(1) 危険物取扱者試験</p> <p>ア 甲種危険物取扱者試験</p> <p>イ 乙種危険物取扱者試験（第1類から第6類まで）</p> <p>ウ 丙種危険物取扱者試験</p> <p>(2) 消防設備士試験</p> <p>ア 甲種消防設備士試験（特類及び第1類から第5類まで）</p> <p>イ 乙種消防設備士試験（第1類から第7類まで）</p> <p>2 試験実施日及び実施場所</p> <p>(1) 小笠原村父島</p> <p>ア 実施日</p> <p>平成27年11月8日（日曜日）</p> <p>イ 実施場所</p> <p>小笠原村地域福祉センター2階会議室 小笠原村父島字奥村</p> <p>(2) 小笠原村母島</p>		

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円（郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三（三八二）五二〇一（代） 郵便番号 113-0001

